

平成30年分の確定申告で留意すべき事項

確定申告特集

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信

- 税理士 足田 英司
- 税理士 中 富 強
- 税理士 藤本 正行
- 税理士 風間 慎一

2月の税務・労務

平成30年分贈与税申告開始	2月1日(金)
12月決算法人の確定申告	
6月決算法人の中間申告	2月中の
3, 6, 9月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額 1月分納期限	2月12日(火)
平成30年分所得税、個人 住民税、個人事業税の確定 申告開始	2月18日(月)
社会保険料・子ども子育て 拠出金(1月分)納付期限	2月28日(木)
固定資産税第4期分の納付	市町村の指定 した日

2月の行事・業務案内

- 1(金) サイバーセキュリティの日
贈与税の申告・納付受付開始
- 3(日) 節分
- 4(月) 立春
- 11(月) 建国記念の日
- 14(木) バレンタインデー
- 18(月) 所得税・個人住民税・個人事業税
の確定申告・納付受付開始
- 19(火) 雨水

今号の紙面

- 確定申告留意事項
- 確定申告チェック表
- 税金の支払いはコンビニ? クレジット?
- 納税が苦しいときは?
- 消費税の経過措置はじまる
- 署名協力をお願い
- Q&A 実家が被災、雑損控除はできる?

諸外国並みにネット申告環境が整備され、とりわけスマホ申告が推進されており、電子申告の場合、特例を受けるため法律上義務付けられている書類を準備する必要はありますが、画像提出が認められるなど多くの手続きが簡略化されています。

一方、紙申告の場合は翌年の申告案内が省略されるなど、差別対応が顕著になってきました。

多くの税制上の計算方法が複雑となっており、国税庁は計算誤りが増えていると注意喚起しています。配偶者(特別)控除の複雑化、医療費控除のセルフメディケーションの導入、雑損控除による損失額の計算の複雑化など計算誤りが増えています。

とりわけ、昨年は自然災害が多く発生したことから国税庁から損失額の算定方法が示されました。複雑な計算方法が準備されています。ご留意してください。

昨年、会計検査院は国税庁に対して特例計算の誤りが多いと指摘するなど、税務職員も誤ることが多く、今の税制の複雑化は顕著となっています。

また、ネットオークションや仮想通貨など、様々な副収入の機会が増えていることから申告漏れが増えていると注意喚起しています。

複雑な取扱は担当者にご相談ください。

	申告受付開始	申告・納期限	振替納税日
贈与税	2月1日(金)	3月15日(金)	
所得税	2月18日(月)	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税	1月4日(金)	4月1日(月)	4月24日(水)

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル3階

072 (805) 5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp
チャットワークID:hikita http://kskj.jp

【対応業務】
税務申告・相談・代理、事業承継・相続全般業務
経理・給与・経営コンサルタント

(提携・取次先)

(生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他
(損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
(ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計
(不動産) スマイシア不動産販売



	項目	チェック項目	
所得金額	共通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等には収支内訳書または青色決算書が必要です。 給与所得等の源泉徴収票は原本の添付が必要です。（電子申告の場合は5年間の本人保管） 給与所得以外の所得が20万円以下であっても、医療費控除など還付申告をする場合は20万円以下の所得も申告が必要です。	
		他の所得と損益通算ができる損失は、不動産・事業・山林所得です。譲渡所得については特定の居住用財産や一定の動産の売却の場合に損益通算することができます。	
		マイナンバー記載規定がありますが、記載しなくても手続きは有効です。	
		株の譲渡や先物取引、FXの損失は、申告により繰り越すことができます。	
所得控除	雑損控除	災害や盗難などで資産に損害を受けたとき、損失額から所得金額の10%を引いた額か、災害関連支出から5万円を控除した金額の多い方。	
	医療費	差額負担金から10万円（又は所得金額の5%のいずれか低い方）を引いた残額が控除対象で、明細書の添付が必要です。領収書の添付は不要となりましたが、平成31年分まで添付は認められます。補てん金は未収であっても見積もりにより控除します。 セルフメディケーション税制の場合は健康診断などの利用を証明する書類が必要です。 同居していなくても生計を一にする親族にかかる分（田舎の親等）も適用できます。 介護保険にかかる支払いであっても医療費控除対象の部分もあります。	
		寄付金	領収書、証明書の添付が必要です。（電子申告の場合は5年間の本人保管） 限度額は所得金額の40%、特定寄付金の額から控除する金額（適用下限額）は2千円です。 政党やNPO等への寄付金税額控除等の選択と有利判定できます。 （その年に支払った政党・認定NPO・社会福祉法人等に対する寄付金の額の合計額－2千円）×（30%または40%）＝政党等寄付金特別控除（100円未満の端数切り捨て）
		小規模共済	小規模共済掛金、個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金、iDeCoの掛金 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金
	生命保険料	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に係る控除。（各最高4万円の控除額）	
		平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料、旧個人年金保険料に係る控除。（各最高5万円の控除額。ただし上記保険料との合計計算の場合は最高4万円） 合計額が12万円を超える場合は、12万円が限度となります。	
	損害保険料 地震保険料	平成18年以前に契約した長期損害保険（保険期間10年以上）の保険料は控除対象。 地震保険は支払額（5万円上限）で、損害保険料と併用での控除も可能です。	
	特定扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれ）の控除額は63万円です。	
	老人扶養親族	控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和24年1月1日以前に生まれた人）をいいます。（同居老親等58万円、同居老親等以外48万円）	
	寡婦（夫）	(1) 寡婦 ①死別・離婚・・・扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば制限なし ②死別・・・扶養親族なしの場合、合計所得が500万円以下 ③特別の寡婦・・・扶養親族である子を有し、かつ合計所得が500万円以下 (2) 寡夫 死別・離婚とも生計を一にする子がおり、かつ合計所得が500万円以下	
	配偶者(特別)控除	合計所得金額が1000万円を超える場合、配偶者が事業専従者である場合は適用できません。	
	障害者控除	一般の障害者27万円・特別の障害者40万円・同居特別障害者75万円。	
	税額控除	配当控除	外国法人の配当、収益分配などの配当は含みません。 課税所得が1000万円以下の場合は10%、それをを超える部分は5%になります。
住宅ローン控除 増改築ローン控除		平成33年12月31日までに入居し住宅ローンを受けている場合。 一定の条件に合致した場合、住民税からローン控除を受けることができます。 要耐震住宅を取得した場合、特例を受けるための書類要件は複雑です。事前に相談を。	
特定住宅改修控除		バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、特定三世同居対応改修工事をし、平成21年4月1日から平成33年12月31日までに入居した場合、ローンの有無に関係なく一定の要件のもとで税額控除を受けることができます。	
住宅耐震改修控除		家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たす場合。	
認定長期優良住宅		認定長期優良住宅の新築又は新築で購入して、平成21年6月4日以後に入居し、一定の要件を満たした場合の適用期限が平成33年12月31日まで延長されました。	

国税の支払いはQRコードでコンビニ納税、クレジットカード、ダイレクト納付、地方税はペイジーも

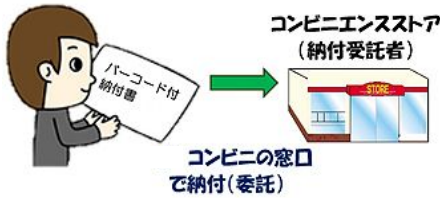
納税といえば、税務署や金融機関の窓口での支払いや、口座振替が従来の方法だが、最近、選択肢が増えている。

コンビニ納税

今年からコンビニで納税できるQRコードによる納付方法が追加された。

QRコードは国税庁の「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」で作成可能で、印刷して利用するか、スマホの画面に表示して手続きすることができる。手数料は不要。ただし、ローソンなど一部のコンビニに限られる。

カウンターで現金支払いとなるが24時間対応なので時間がない方は便利だ。1回で使える金額は30万円まで。



クレジットカード納税

居ながらに納税手続きができるのがクレジットカード納付。国税庁の「クレジットカードお支払いサイト」から手続きすれば手続きはできる。ただし、この場合は1万円毎に82円の手数料がかかる。

巷ではクレジットカード会社によってはポイントがつくので、高額納税者の中には利用されている方もいるようだ。1万円あたり0.8%の手数料なので、それ以上の還元率のあるクレジット会社なら差額分が有利になる。1000万円納税して1%の還元率なら、差額0.2%分で2万円お得。

この程度なら、あまりお得感はないが、時間がなくて納税できない場合は便利だ。ただし、カード利用可能額が上限なので注意が必要。

ダイレクト納付

事前に税金引落口座を登録することで電子申告とともに、納税手続きを完了させることができる。

振替納税の場合は引落の日が定められるが、ダイレクト納付の場合は納期限までの好きな時期に引落を指定できる。

また、複数の口座を指定できることから、引落口座を都度に変更することもできる。

ダイレクト納付の口座登録には1か月ほど要するので、余裕をみて登録する必要がある。

期限内の納税ができない場合

3月は学費をはじめ、出費が高む時期。仕事が途切れてしまい、収入が途絶えてしまい、納税資金まで回らない場合、「延納」「換価の猶予」を申請することができる。

延納は期限内に納税額の半額以上を支払い、残額を5月31日に支払います。

ペイジー

住民税の納税を電子決済する場合、ペイジーが利用できる場合がある。自治体と金融機関の組み合わせで利用できない場合もあるので注意が必要。

ペイジーは税だけでなく、多くの公共料金や民間の保険料の支払いなどにも利用されている。ただし、インターネットバンキングなどの利用が条件だ。



いずれもインターネット環境の下で行われる制度である。詳しくは担当者までご相談ください。

換価・納税の猶予制度の活用

「納税の猶予」は、災害などで事業廃止や病気・ケガなどで納税資金が捻出できない場合に分割納付など相談することができます。「換価の猶予」は一括で納付すると事業や生活が困難なる場合に相談できます。

いずれも予め、納税が困難な状況などの説明書類を用意するなど事前の申請が必要。事情がある場合は担当者に相談してください。

4月からでは手遅れです！消費税の経過措置がはじまります

今年10月から消費税の増税が予定されています。しかし、増税の日以後に資産の譲渡や役務の提供があるとしても、経過措置が適用できる場合、旧税率8%が適用できます。具体的には国税庁のパンフレットを同封するので参考にしてほしい。

例えば、3月31日までに請負契約を行い、10月の増税後に引渡しを受けた場合は旧税率を適用できる。

予約販売の場合で、3月31日までに契約し、10月までに対価を支払い、10月以降に商品を受け取る場合も旧税率でよい。

経過措置の適用は税率が切り替えられる6ヶ月前の4月が目安になることが多いので、有利な税率を適用したい場合は注意してほしい。

消費税増税反対、複数税率(軽減税率)及びインボイス制度の中止を求める請願署名にご協力ください

今年の10月から消費税の10%増税が予定されています。アベノミクスの失政により消費不況が続く中で、増税すれば、過去の増税時の経験と同様に一層の消費不況を招きます。

さらに、軽減税率制度が導入されれば、業者だけでなく税理士事務所も事務負担が増加することになります。その後予定されているインボイス制度は、取引内容の全数報告など、事業者の手間が一層増加することが予定されています。

財務省も税理士会も軽減税率やインボイス制度に反対しており、行政内部も手間が増加する上に徴税コストも増加する制度に反対の声が上がっています。

実務者にとってとても手間のかかる制度の中止も求めています。同封しております返信用封筒をご利用いただきご返送いただきますようご協力をお願いします。

Q&A コーナー

実家の家が被災、雑損控除の対象に？

昨年の水害で実家が被害を受けました。夫の申告で雑損控除が使えますか？



生計を一にする親族であれば雑損控除が使えます。

親族とは6親等内の血族、3親等内の姻族です。配偶者の親は1親等の姻族なので親族に該当します。

生計を一にするとは、国税庁の説明では「必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。」と説明しています。

所得が38万円以下で、生活費を仕送りしているのであれば対象となると考えていただいて結構です。

申告には原則として被災証明書を添付してください。ただし、被災証明が取れない場合、(発行可能期間を過ぎてしまった場合は、写真などで対応することも可能です。

雑損控除の対象となる資産は生活に必要な資産です。自家用車や雪下ろしの費用等も対象になります。

損失額が多すぎて1年で引ききれない場合は翌年以降3年間繰り越して控除することができます。この場合、繰越損失の申告も必要となります。ご注意ください。